

# 業務委託仕様書

## 1. 委託事業名

「ま～さん印」30周年記念企画プロモーション事業業務委託

## 2. 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）

## 3. 目的

「ま～さん印」は、県産牛肉・豚肉・鶏肉、鶏卵やその加工品等のシンボルマークとして県民生活に定着している。

その「ま～さん印」が30周年を迎えるにあたり、現在、厳しい経営状況に陥っている畜産農家の状況も踏まえ、県産食肉・鶏卵・牛乳等の魅力を情報発信し、販売・消費促進に資する取り組みを実施し、引いては農家の経営継続への意識向上に繋げていく。

## 4. 事業連携

関連する下記事業等とも連携・連動し、より効果的な取り組みとなるよう実施する。（(1)と(3)の協議会事務局は、沖縄県畜産振興公社）

### (1) 「うちな～いい肉の日」キャンペーン

予定期間：令和6年11月29日（金）～

主催：沖縄県食肉等消費推進協議会

### (2) 「ま～さん市場」（花と食のフェスティバル2025内実施）

開催予定日：令和7年1月18日（土）、19日（日）

主催：沖縄県畜産振興公社

### (3) 「沖縄県家畜共進会」

開催予定日：令和6年11月3日（日）

開催場所：南部家畜市場（糸満市）

主催：沖縄県家畜共進会協議会

## 5. 委託内容

以下、(1)～(4)に係る企画・実施・運営を行う。

なお、(1)および(2)に関しては、公社からの要望となっており、(3)および(4)の項目の詳細については、公社からの例示であるた

め、より販売・促進に資する企画提案を行ってもよい。

**(1) 県産畜産物等の情報発信及び広報（年度末まで）**

- ①消費者に対して、県産の牛肉・豚肉・鶏肉、鶏卵、牛乳及びその加工品などの魅力を伝えるとともに、県内畜産業の現状を紹介し、販売・消費促進に繋がるような効果的な情報発信。
- ②「ま～さん印」30周年をテレビ、ラジオ、新聞やSNSなどで広く県民、消費者に訴求できる媒体を活用しPRすること。

**(2) 沖縄県家畜共進会開催時の消費者交流イベントにおける事前告知、会場設営・運営**

- ①県民向け開催事前告知、広報
- ②一般来場者向け交流イベントの実施  
※共進会協議会事務局において企画調整中の取り組みと調整、連携を図ること。
- ③来場者の駐車場からの誘導、安全対策

**(3) 販売・消費促進イベントの企画・実施・運営**

- ①コンビニ、量販店や飲食店等と連携した、販売、消費促進（一定期間）
- ②県産畜産業等の現状、価格転嫁等をテーマとしたシンポジウム、ワークショップの開催（1～2回程度）
- ③「家畜・沖縄県の畜産業」をテーマとした、小学校などへの出前授業の実施（給食への食材提供も含む11月学校給食月間、又はおきなわ花と食のフェスティバルの開催に合わせる）
- ④その他、販売・消費促進に繋がる取り組み。

**(4) 販売促進資材の開発・作成**

- ①公社が所有するイメージキャラクター等の着ぐるみ作成
- ②その他、販促資材の開発・作成

**(5) 事業報告書等の作成**

- ①作成方法：委託内容（1）～（4）について、印刷製本された事業報告書（A4版・横）を5部提出すること。  
また、報告書の概要版（A4版・縦）を5部提出すること。
- ②提出期限：委託業務終了後10日以内に事業報告書を提出すること
- ③その他：上記報告書を記録した電子記録媒体を1部提出すること

**4. 予算額**

## (1) 委託上限額

委託内容については1,000万円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内とする。

ただしこの金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

## (2) 経費内訳は以下を参考とする。

※経費内訳（案）についてはこのかぎりではないが、参考とすること。

### 【経費内訳（案）】

- (1) 県産畜産物等の情報発信及び広報
- (2) 販売・消費促進イベントの企画・実施・運営
- (3) 沖縄県家畜共進会開催時の消費者交流イベントにおける事前告知、会場設営・運営
- (4) 販売促進資材の開発・作成

## (3) 積算の費目は次のとおりとする。

- ア 直接人件費
- イ 旅費
- ウ 諸謝金
- エ 使用料
- オ 消耗品費
- カ 印刷製本費
- キ 一般管理費
- ク 消費税
- コ その他(上述の費目以外の必要な経費を随時追加)

※見積書の作成にあたっては、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載し、委託内容ごとに作成すること。

## 5. 知的財産権の取り扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である沖縄県畜産振興公社に帰属する。

## 6. その他留意事項

- (1) 業務を実施するにあたっては、公益財団法人沖縄県畜産振興公社と協議を進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (2) この仕様書の定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとし、委託契約金額を超えない範囲で事業を実施する。
- (3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情

において変更することがある。